

介護保険 要介護認定・要支援認定等延期通知書について

「介護保険 要介護認定・要支援認定等延期通知書」とは

介護保険法の規定により、要介護・要支援認定は、介護認定審査会での審査判定結果に基づき、原則として、申請日から30日以内に行うこととなっています。

この「介護保険 要介護認定・要支援認定等延期通知書」（以下「延期通知書」という。）は、要介護認定の際に必要な書類（主治医意見書や認定調査票）の準備や審査判定等に時間を要する等により、申請日から30日以内に認定できない場合に、介護保険法に基づき、延期理由（認定が遅れている理由）と処理見込期間（認定する日にちの目安）を記載して通知するものです。

延期通知書が届いたら

延期通知書に対して、新たに手続きをいただく必要はありません。

恐れ入りますが、認定結果が通知されるまで、今しばらくお待ちください。

延期理由について

※主な理由は以下のとおりです。それ以外の理由の場合もあります。ご不明な時は介護保険課までお問い合わせください。

(1) 訪問調査遅延

認定調査が本人の体調不良や日程調整等により遅くなったため

(2) 意見書聴取遅延

市から主治医へ主治医意見書作成を依頼したが、期限を過ぎて市役所に提出されたため

(3) 訪問調査遅延及び意見書聴取遅延

(4) 認定審査会調整中のため（審査会未実施）

必要な書類（主治医意見書や認定調査票）の準備はできていますが、介護認定審査会の日程を調整中のため

処理見込期間について

認定結果の通知がお手元に届く予定日を記載しています。（審査会開催日ではありません。）延期通知書を通知した後に介護認定審査会の開催日が変更となった場合は、延期通知書に記載した処理見込期間より遅れることがあります。

更新申請に係る延期通知の省略について

更新申請をされた方で、現在の認定有効期間の満了日までに、新たな要介護・要支援認定を行うことができる方については延期通知書の送付を省略いたしますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

【問合せ先】

今治市役所介護保険課 介護認定担当

TEL : 0898-36-1526